

令和7年1月17日

事務職員の募集について

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

当協会では、このたび、以下の要領に基づき、事務職員を募集いたします。

1 募集人数 1人

2 職務内容等

(1) 職務内容

事務職として、配属部署に応じて、総務、経理、企画といった管理に関することや、当協会が担っているシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合に対する指導や適切な相談・援助、情報の提供、研修、講習会等の各種イベントの企画、運営、広報等の業務に携わります。

(2) 勤務条件

- ①勤務形態 常勤（兼業・兼職は禁止）
- ②勤務場所 東京都江東区東陽 3-23-22 東陽プラザビル3階
公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
東京メトロ東西線 東陽町駅下車3分
- ③勤務時間 午前9時～午後5時15分の勤務。
土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み。
年間休日数 128日
年次有給休暇日数 20日（初年度）
育児休業・介護休業 あり
- ④給与等
 - ・基本給 220,000円（職務経験による加算あり）
 - ・地域手当（基本給の20%）
 - ・超過勤務手当あり
 - ・通勤手当 6ヵ月定期券額（上限額55,000円）
マイカー通勤不可
 - ・住居手当
 - ・扶養手当
 - ・支給日 原則毎月15日

- ⑤賞 与 あり 年2回（昨年度実績 4.6 カ月）
- ⑥退職金 あり
- ⑦昇 給 あり
- ⑧社会保険 健康保険、介護保険、企業年金保険（企業年金含む）、
雇用保険、労災保険
- ⑨定年制 あり（65 歳）、再雇用制度あり
- ⑩福利厚生 健康診断（年1回補助あり）、職員厚生会（慶弔給付等）

3 年齢制限等

あり（年齢制限範囲 ～35 歳）

- ・年齢制限該当事由 キャリア形成
- ・過去に当協会を受験された方は応募できません。

4 経験・必要な資格

パソコンの基本操作（ワード・エクセル・パワーポイント）

5 学歴

大卒以上

6 採用予定日及び試用期間

令和7年4月1日（試用期間6ヵ月）

7 選考方法

(1) 第一次選考（書類審査）

選考結果は、応募締切後に、その合否を応募者全員にメールでご連絡します。

(2) 第二次選考（面接審査）

第一次選考合格者に対し、個別にご連絡します。

第二次選考の結果は、第二次選考終了後、その合否について第二次選考を受けた方全員にメールでご連絡します。

8 応募方法

(1) 応募書類

下記の書類を当協会あて、簡易書留により送付して下さい。なお、提出

された書類等については、返却しません。

① 履歴書（パソコン作成又は手書き）

日本工業規格（J I S）履歴書（A4）又はこれに準じた用紙に、顔写真を貼付して下さい。

学歴は高等学校入学後から年代順に記入して下さい。

職歴がある方は、会社（または法人）名、所属部課名、職務内容等を記入して下さい。

連絡用の電話番号、携帯電話番号及びEメールアドレスを必ず記入して下さい（可否の連絡をする場合があります）。

② 志望動機・自己アピールについて

A 4 縦に横書きで 1,200 字程度。

ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した志望動機や当協会の職務に自らが適任であり、優れていると考えられる点等を中心にパソコン又は手書きで簡潔に作成して下さい。

(2) 応募書類送付先

〒135-0016

東京都江東区東陽 3-23-22 東陽プラザビル 3 階

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 総務課宛

電話 03-5665-8012

(3) 応募期限

令和 7 年 2 月 3 日（月）必着

（応募状況により応募期限日に変更になる場合があります）

9 応募に関する問合せ

企画管理部総務課 堀部

電話 03-5665-8012（直通）

10 その他

応募に係る費用は、全額応募者負担といたします。

ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報 は本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

【参考】法人概要

(1) 設立年 昭和57年7月

(2) 設立目的

当協会は、定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする団体（以下「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合」という。）の健全な発展を図るとともに、定年退職者等の高年齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益社団法人である。

(3) 指定団体

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく厚生労働大臣の指定団体である。

(4) 事業概要

当協会の事業は以下のとおり。

- ① シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関し普及・啓発活動を行うこと。
- ② シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- ③ シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関する情報及び資料を収集し、並びにシルバー人材センター、シルバー人材センター連合その他の関係者に対し提供すること。
- ④ 雇用・就業を希望する高齢者のために技能講習等を行い、雇用・就業の機会を確保するための必要な事業を行うこと。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに高齢者の能力の積極的な活用、生きがいの充実及び社会参加等の推進を図るために必要な業務を行うこと。

⑥ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(5) 会員数（令和6年12月現在）

正会員 1,205 団体

賛助会員 587 団体

合 計 1,792 団体

(6) 事業規模

約10億4千万円

(7) 職員数

常勤職員 24 名